

令和 7 年度

事業概要

〈令和 6 年度実績〉

仙台市児童相談所

目 次

I 概 要

- 1. 沿革 1
- 2. 人口・児童人口の状況 2
- 3. 建物の状況 3
- 4. 機構及び職員の構成 4

II 児童相談業務

- 1. 児童相談業務について 5
- 2. 相談受付件数 6
- 3. 養護相談のうち虐待相談対応件数 7

III 措置業務

- 1. 措置業務について 1 1
- 2. 児童福祉施設入退所状況 1 3
- 3. 里親登録と里親委託状況 1 4
- 4. 仙台市社会的養護自立支援事業 1 6
- 5. 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
措置・里親審査部会 1 6

IV 心理支援業務

- 1. 心理支援業務について 1 7
- 2. 診断・支援業務の推移 1 8

V 一時保護業務

- 1. 一時保護の目的 1 9
- 2. 一時保護の実施状況 1 9
- 3. 一時保護所の運営状況 2 0
- 4. 一時保護所の日課編成 2 2
- 5. 一時保護所の行事一覧 2 2

VI 親子こころの相談室業務

- 1. 親子こころの相談室業務について 2 3
- 2. 親子こころの相談室相談状況 2 4

VII 資 料

- 1. 研修関係 2 7
- 2. 視察・実習生受入状況 2 7
- 仙台市児童相談所案内図 2 8

I 概要

1. 沿革

平成 元年 4 月 1 日	仙台市が、全国 11 番目の政令指定都市に移行。 仙台市児童相談所を、児童福祉法第 12 条「児童相談所の設置」、同法第 59 条の 4「大都市の特例」に基づき、錦町庁舎内（青葉区錦町 1-3-9）に設置。 組織を管理係（庶務、庁舎管理、措置等）・児童相談係（養護・非行・育成等）・発達相談係（障害）の 3 係とする。 児童相談所の開設にあたり、心身障害児に関する相談窓口の一本化を図り、これまでの仙台市心身障害者相談センター（昭和 53 年 4 月設立）の児童部門を発達相談係に移す。 一時保護は、宮城県中央児童相談所に委託する。
平成 4 年 4 月 1 日	一時保護所を併設した新庁舎を現在地に建設し、移転。 一時保護係を新設し、組織を 4 係とする。
平成 5 年 4 月 1 日	「管理係」を「総務係」に改称する。
平成 12 年 4 月 1 日	総務係と一時保護係を統合して「管理保護係」とし、「判定指導係」を新設。
平成 13 年 4 月 1 日	「管理保護係」を「調整係」と改称し、「保護指導係」を新設。組織を 5 係とする。 児童相談係内に専任の虐待対応チームを設置する。 相談専用電話を開設し、専任職員を配置する。
平成 14 年 4 月 1 日	発達相談業務（心身障害部門）を仙台市発達相談支援センター（泉区泉中央 2-24-1 に新設）に移管。発達相談係を廃止し 4 係とする。
平成 22 年 4 月 1 日	第一種公所（部相当）となり、保護支援課、相談指導課を新設、相談指導課に児童施設係を新設し、2 課 5 係とする。「保護指導係」を「一時保護係」に、「判定指導係」を「心理指導係」に改称する。
平成 25 年 4 月 1 日	親子こころのクリニックの休診に伴い、保護支援課に親子こころの相談室を新設（組織編入）し、2 課 6 係とする。 （親子こころのクリニックは、平成 27 年 3 月 6 日付廃止）
平成 30 年 4 月 1 日	相談指導課に緊急対応係を新設し、2 課 7 係とする。
平成 31 年 4 月 1 日	「心理指導係」を「心理支援係」に改称する。
令和 3 年 4 月 1 日	「親子こころの相談室」を保護支援課から相談指導課に移管する。心理相談担当課長を配置する。
令和 5 年 4 月 1 日	児童相談係を児童相談第一係及び第二係の 2 係とする。
令和 6 年 4 月 1 日	相談指導課を分割のうえ心理支援課を新設し、心理相談係と親子こころの相談室の 1 係 1 室とする。 緊急対応係を緊急対応第一係及び第二係の 2 係とする。
令和 7 年 4 月 1 日	心理相談係を心理相談第一係及び第二係の 2 係とする。

2. 人口・児童人口の状況

(1) 行政区別人口・児童人口

(単位:人)

	仙台市計		青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総人口	511,704	548,304	141,029	153,484	91,015	95,832	67,145	70,677	112,947	121,189	99,568	107,122
	1,060,008		294,513		186,847		137,822		234,136		206,690	
	100%		27.78%		17.63%		13.00%		22.09%		19.50%	
児童人口 (0～17歳)	75,497	71,959	20,125	18,996	13,411	12,723	9,908	9,511	17,722	16,860	14,331	13,869
	147,456		39,121		26,134		19,419		34,582		28,200	
	13.91%		3.69%		2.47%		1.83%		3.26%		2.66%	

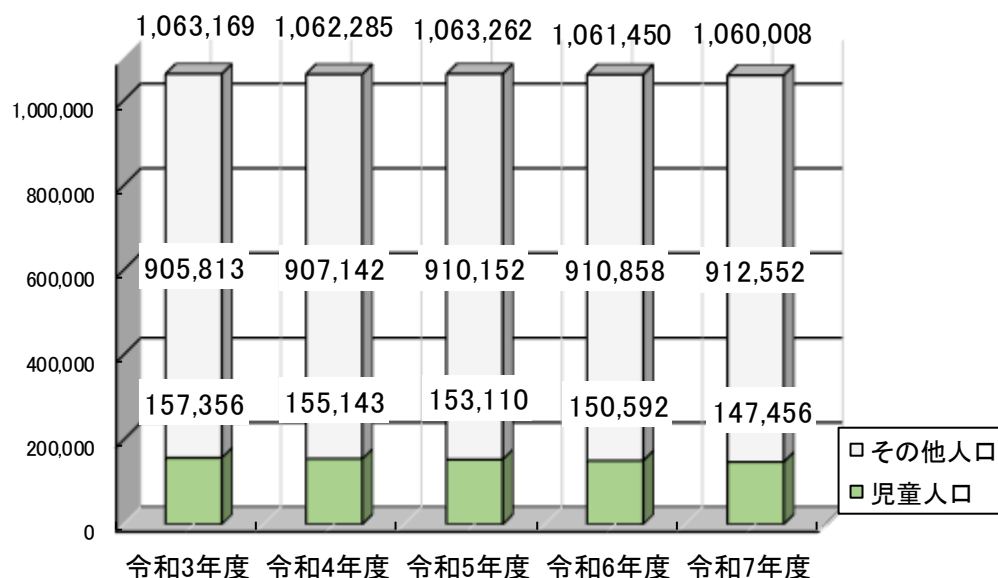
(2) 年齢別児童人口

(単位:人)

年齢 性別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
男	3,046	3,336	3,461	3,648	3,870	3,969	4,091	4,299	4,396	4,599	4,561	4,567	4,599	4,462	4,596	4,594	4,665	4,738	75,497
女	2,924	3,148	3,327	3,599	3,533	3,719	3,867	4,009	4,132	4,376	4,194	4,370	4,452	4,349	4,460	4,454	4,600	4,446	71,959
計	5,970	6,484	6,788	7,247	7,403	7,688	7,958	8,308	8,528	8,975	8,755	8,937	9,051	8,811	9,056	9,048	9,265	9,184	147,456

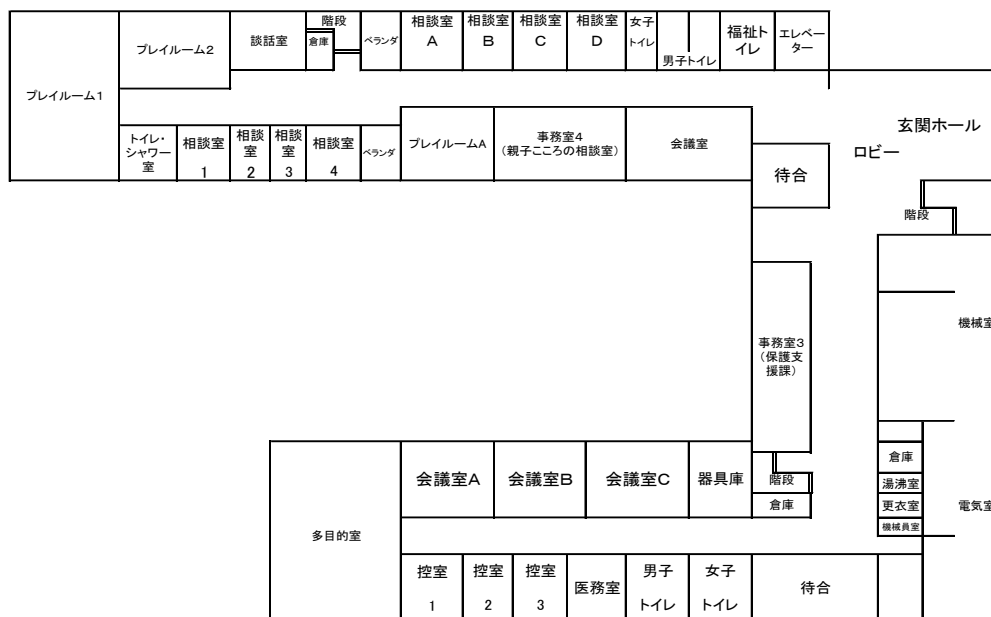
《令和7年4月1日住民基本台帳人口より》

(3) 児童人口の推移

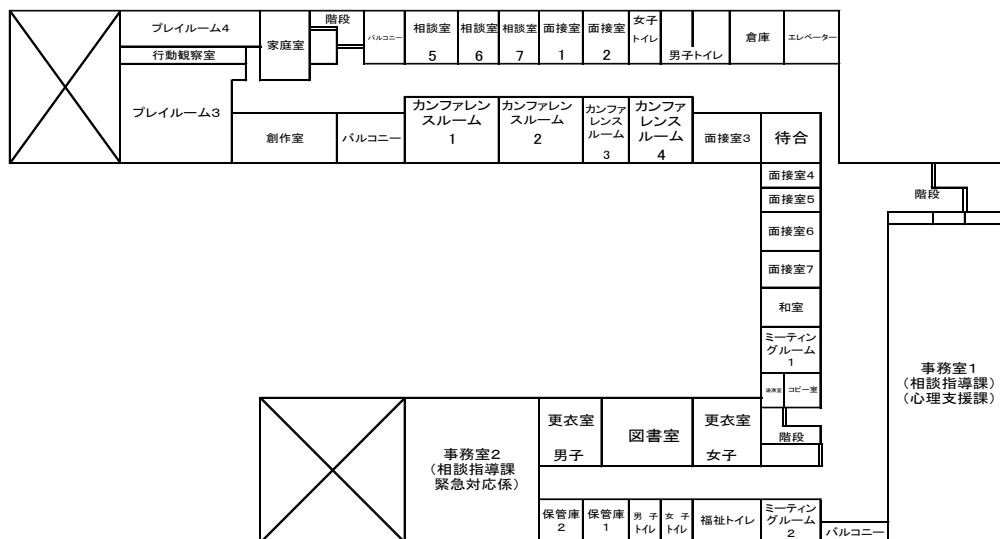


3. 建物の状況

(本館 1 階平面図)



(本館 2 階平面図)

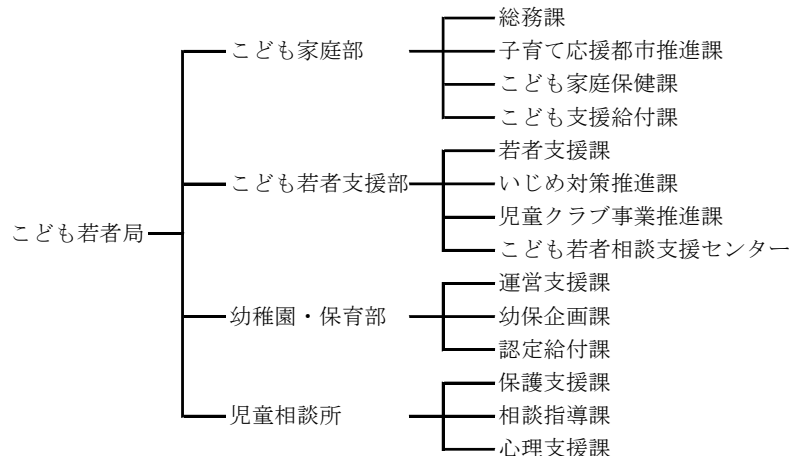


		本館	一時保護棟 南棟	一時保護棟 北棟	計
建築面積		1,891.90 m ²	357.92 m ²	574.86 m ²	2,824.68 m ²
床面積	1 階	1,770.86 m ²	321.85 m ²	480.38 m ²	2,573.09 m ²
	2 階	1,465.65 m ²	301.60 m ²	132.20 m ²	1,899.45 m ²
	計	3,236.51 m ²	623.45 m ²	612.58 m ²	4,472.54 m ²

4. 機構及び職員の構成

令和7年4月1日現在

(1) 機 構



(2) 職員構成 (※正職員 112 会計年度任用職員 73 非常勤職員 5 合計 190 人)

児童相談所長 1		
保護支援課 *課長1 *主幹1 (一時保護係長事務取扱) *非常勤嘱託医師5	調整係 (5)	*係長1 *事務2 *会計年度任用職員 (事務) 2
	一時保護係 (81)	*係長 (主幹事務取扱) *児童指導員23 *教員3 *看護師1 *児童心理司2 *会計年度任用職員 (指導員) 12 *会計年度任用職員 (事務) 1 *会計年度任用職員 (夜間対応) 39
相談指導課 *課長1 *緊急対策担当課長1 *主幹1 (県警併任) *副主幹1 (児童施設係長事務取扱)	児童相談第一係 (13)	*係長1 *児童福祉司10 *教員1 *会計年度任用職員 (相談員) 1
	児童相談第二係 (11)	*係長1 *児童福祉司9 *教員1
	緊急対応第一係 (16)	*係長1 *児童福祉司7 *教員1 *保健師1 *県警併任職員1 *会計年度任用職員 (相談員) 2 *会計年度任用職員 (事務) 3
	緊急対応第二係 (8)	*係長1 *児童福祉司7
心理支援課 *課長1 (親子こころの相談室長事務取扱)	児童施設係 (16)	*係長 (副主幹事務取扱) *里親養育担当係長1 *児童福祉司12 *会計年度任用職員 (相談員) 3
	心理相談第一係 (10)	*係長1 *児童心理司6 *会計年度任用職員 (心理司) 3
	心理相談第二係 (11)	*係長1 *児童心理司6 *会計年度任用職員 (心理司) 4
	親子こころの相談室 (6)	*室長 (心理支援課長事務取扱) *児童心理司3 *会計年度任用職員 (心理司) 2 *会計年度任用職員 (保健師) 1

(3) 事務分掌

保護支援課

- 【調整係】 ●所内予算管理等の事務 ●所内施設等の維持管理
- 【一時保護係】 ●一時保護児童の生活・学習指導、保育、行動観察、健康管理

相談指導課

- 【児童相談第一係】 ●児童に関する各種相談業務 ●児童及び家庭に対する指導・助言
- 【児童相談第二係】 ●要保護児童地域対策協議会
- 【緊急対応第一係】 ●児童虐待通告受理、初期調査・対応及び要保護児童の保護
- 【緊急対応第二係】 ●児童相談に関する受付
- 【児童施設係】 ●児童福祉施設への措置及び措置児童の処遇、相談 ●負担金賦課、徴収
●里親委託、里親レスパイト及び里親サロン

心理支援課

- 【心理相談第一係】 ●児童の心理査定及び心理的支援
- 【心理相談第二係】 ●家族に対する心理的支援、助言
- 【親子こころの相談室】 ●児童及び保護者の心理面接、助言 ●精神科嘱託医による医学診断及び助言

Ⅱ 児童相談業務

1. 児童相談業務について

児童相談所で受付ける相談は次のとおりである。

児童相談所は、こどもに関する各種の相談を幅広く受付けることとし、相談の内容によっては、他の適当な機関をあっせんする、主たる対応を関係機関に委ねる等の対応も行いつつ、相互に連携して支援を行っている。

※仙台市では、障害相談は、原則として発達相談支援センター(アーチル)で行っている。

(主な相談の内容)

養 護 相 談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否の行為(ネグレクト)に関する相談。
	その他相談	父または母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有するこども、養子縁組に関する相談。
保健相談		低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有するこどもに関する相談。
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、乱暴、性的逸脱等のご犯行動、問題行動のあるこども、警察署からぐ犯少年として通告のあったこども、または触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のないこどもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談。受付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されているこどもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	性格行動相談	こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有するこどもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にあるこどもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

2. 相談受付件数(令和6年度)

種別・年齢別相談受付件数

種別 年齢	養護		保健 相談	障害 相談	非行		育成相談				その他の 相談	計
	虐待 相談	その他			ぐ犯 行為 等相 談	触法 行為 等相 談	性格 行動 相談	不登 校相 談	適性 相談	しつけ 相談		
0歳	124	41	0	2	0	0	0	0	0	3	7	177
1歳	100	23	0	0	0	0	0	0	0	1	5	129
2歳	121	13	0	0	0	0	0	0	0	4	5	143
3歳	115	24	0	0	0	0	2	0	0	3	11	155
4歳	131	22	0	0	0	0	6	0	0	6	8	173
5歳	113	15	0	3	0	0	12	2	0	1	9	155
6歳	129	17	0	0	0	1	11	9	0	5	7	179
7歳	142	28	0	0	0	0	21	3	0	2	7	203
8歳	133	18	0	1	3	0	17	7	0	0	13	192
9歳	115	19	0	2	1	1	36	5	0	0	5	184
10歳	124	11	0	1	0	3	27	4	0	1	14	185
11歳	103	29	0	0	0	2	43	6	1	0	9	193
12歳	118	29	0	1	1	3	31	13	0	0	9	205
13歳	120	39	0	2	6	7	44	11	0	0	11	240
14歳	91	28	0	0	2	1	25	9	1	0	4	161
15歳	96	30	0	1	0	0	26	1	0	0	11	165
16歳	71	25	0	0	3	0	26	3	0	0	6	134
17歳	63	24	0	0	3	0	6	6	0	0	6	108
18歳以上	3	2	0	0	0	0	2	0	0	0	4	11
計	2,012	437	0	13	19	18	335	79	2	26	151	3,092

3. 養護相談のうち虐待相談対応件数(年度ごと月別)

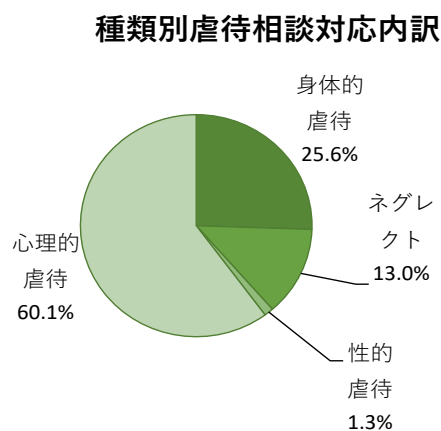
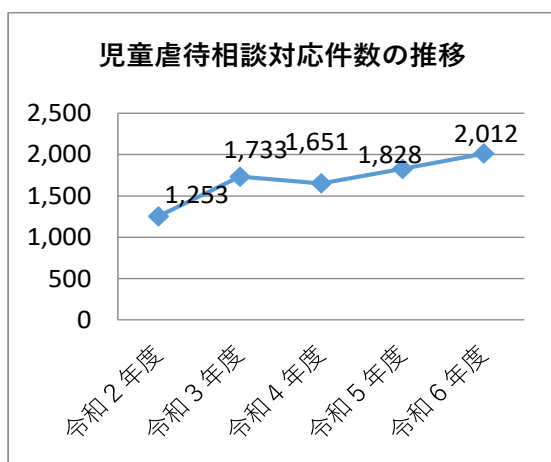
(1) 月別虐待相談対応件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	69	172	130	141	182
5月	109	123	168	176	192
6月	140	157	129	178	168
7月	99	175	163	153	219
8月	128	146	131	146	184
9月	107	173	171	185	183
10月	95	141	161	147	171
11月	92	110	139	168	176
12月	85	127	97	117	145
1月	120	144	125	127	125
2月	81	127	101	135	144
3月	128	138	136	155	123
合計	1,253	1,733	1,651	1,828	2,012

※この件数は前頁の受付件数の内数である。

(2) 種類別虐待相談対応件数

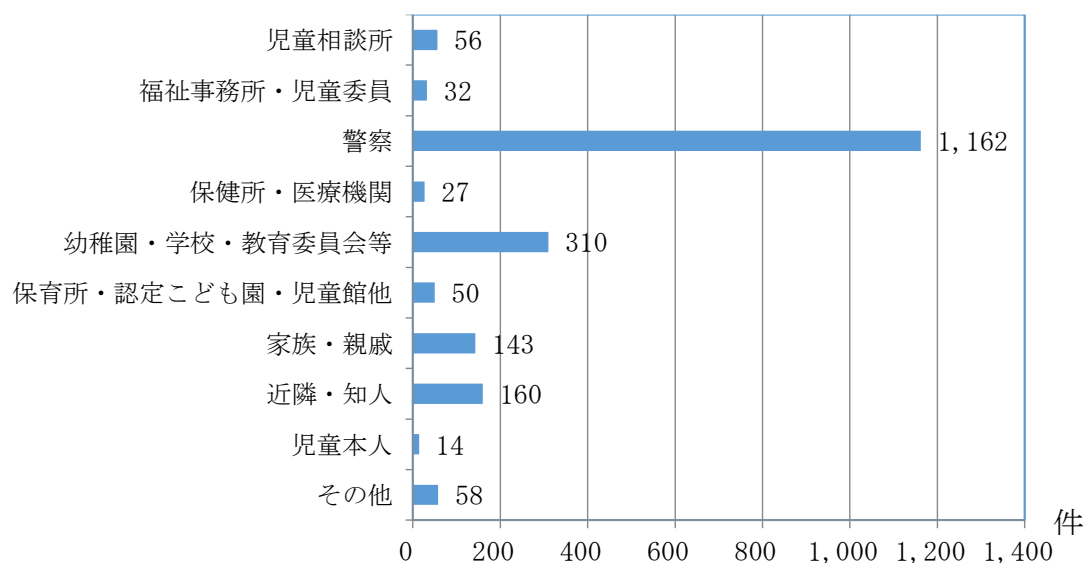
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
令和2年度	364	180	4	705	1,253
令和3年度	521	267	14	931	1,733
令和4年度	500	271	15	865	1,651
令和5年度	524	235	19	1,050	1,828
令和6年度	514	262	26	1,210	2,012



(3) 経路別虐待相談対応件数

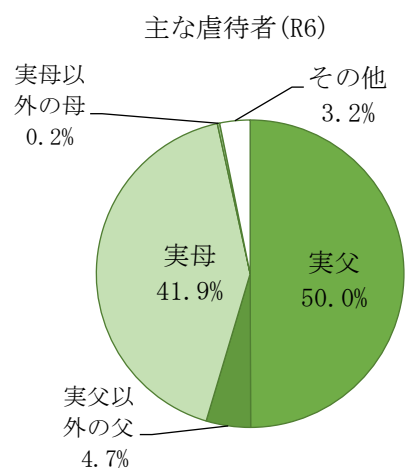
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童相談所	24	50	35	44	56
福祉事務所・児童委員	29	69	49	40	32
警察	661	808	795	927	1,162
保健所・医療機関	14	11	19	22	27
幼稚園・学校・教育委員会等	160	244	225	278	310
保育所・認定こども園・児童館他	44	47	56	67	50
家族・親戚	60	130	173	145	143
近隣・知人	218	325	227	244	160
児童本人	8	16	36	25	14
その他	35	33	36	36	58
合 計	1,253	1,733	1,651	1,828	2,012

※「その他」には、家庭裁判所、アパート等の管理会社、その他行政機関等、所在不明児童調査が含まれる。



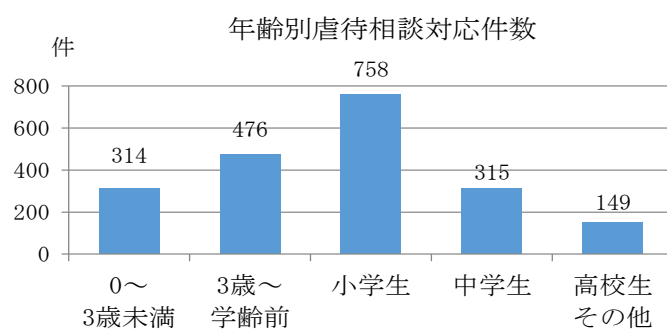
(4) 主な虐待者別対応件数

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
令和2年度	676	48	514	2	13	1,253
令和3年度	860	83	763	3	24	1,733
令和4年度	777	79	761	9	25	1,651
令和5年度	947	85	756	7	33	1,828
令和6年度	1,005	94	844	5	64	2,012



(5) 年齢別虐待相談対応件数

	0～ 3歳未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
令和2年度	255	316	439	154	89	1,253
令和3年度	302	338	748	236	109	1,733
令和4年度	217	441	602	262	129	1,651
令和5年度	164	541	719	273	131	1,828
令和6年度	314	476	758	315	149	2,012



(6) 虐待相談対応状況

	助言指導	継続指導		合 計 (件)
		施設入所児童数	施設入所除く	
令和2年度	509	20	724	1,253
令和3年度	817	24	892	1,733
令和4年度	754	25	872	1,651
令和5年度	879	25	924	1,828
令和6年度	1,410	19	583	2,012

(7) 児童福祉法第28条審判申し立て・承認件数

児童虐待の場合など、施設措置が必要であるにもかかわらず保護者の同意が得られない場合、児童福祉法第28条に基づき家庭裁判所に施設措置の承認を求める審判申し立てを行っている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申立件数	7	6	9	1	3
承認件数	4	0	10	0	3
再承認件数	2	1	1	0	1

※承認は年度を超える場合がある。

Ⅲ 措置業務

1. 措置業務について

措置業務とは、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号及び同法第 33 条の 6 第 1 項に規定されている児童福祉施設等への入退所や里親への委託・解除を行うことである。児童福祉施設等への措置は、児童相談所が行う一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判定に基づき行う。措置する児童福祉施設等の決定にあたっては、こども、保護者の意向を十分尊重するとともに、そのこどもにとって最も適合する施設の選定を行う。また、選定された施設との連携を十分に図り、こどもが安定した生活を送れるよう配慮する。こどもが施設に入所した後も、当該施設等、保護者・こどもへの援助を必要に応じて行い、こどもの家庭復帰や自立促進を図っている。

◎乳児院

(保護者が養育できない、または保護者に養育させることが不適当な乳幼児を入所させ養育する施設)

施設名	所在地	定員	電話
宮城県済生会みやぎ乳児院	981-3341 富谷市成田8丁目4-6	55人	022-351-5140
丘の家乳幼児ホーム	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	30人	022-233-3202

◎児童養護施設

(乳児を除いて、保護者のいない児童等を入所させて養護し、併せて自立を支援する施設)

丘の家子どもホーム	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	71人	022-234-6303
ラ・サール・ホーム	983-0833 宮城野区東仙台6-12-2	62人	022-257-3801
仙台天使園	982-0252 太白区茂庭台4-1-30	55人	022-281-5181
小百合園	983-0837 宮城野区柳江1-2	44人	022-257-3898
旭が丘学園	988-0076 気仙沼市舘山2-2-32	64人	0226-22-0135

◎地域小規模児童養護施設

(長期にわたり家庭復帰が望めない児童を対象に、民間住宅等を活用して家庭的な環境で児童の養育を行う施設)

かりんの家	981-0906 青葉区小松島新堤	6人	022-234-6303 (丘の家子どもホーム)
ひまわり	983-0832 宮城野区安養寺	6人	
若枝の家	981-0905 青葉区小松島	6人	
すみれ	983-0832 宮城野区安養寺	6人	
さくら	982-0252 太白区茂庭台	6人	022-281-5181 (仙台天使園)
つばき	982-0252 太白区茂庭台	6人	
みずき	981-3203 泉区高森	6人	
かつら	981-3134 泉区桂	6人	
セキレイ	983-0833 宮城野区東仙台	6人	022-257-3898 (小百合園)
星の家	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷	6人	022-257-3801 (ラ・サール・ホーム)
昂	983-0037 宮城野区平成	6人	
虹	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷	6人	
別家点晴	988-0076 気仙沼市舘山	6人	0226-22-0135 (旭が丘学園)
別家笑舞	988-0077 気仙沼市舘山	6人	

◎児童心理治療施設

(家庭環境、学校での交遊関係などの環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ心理に関する治療を行う施設)

小松島子どもの家	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	31人	022-233-1755
----------	----------------------	-----	--------------

◎児童自立支援施設

(不良行為を成し、または成す恐れのある児童を入所させ、必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設)

宮城県さわび学園	982-0215 太白区旗立2-4-1	28人	022-245-0333
----------	---------------------	-----	--------------

◎児童自立援助ホーム

(義務教育終了後、施設や里親委託の措置を解除される児童等に対して、共同生活を通じ生活指導等を行う施設)

せ ん だ ん の 家	青葉区国見ヶ丘	9 人	022-719-5948
峠 の ま き ば	大崎市田尻	6 人	090-3127-8925
愛 子 2	大崎市古川	5 人	090-7325-2800
ド リ ー ム	大崎市古川	6 人	090-3127-8925
少年の家「ロージーハウス」	名取市名取が丘	5 人	080-1695-4032
少年の家「ロージメゾン」	名取市名取が丘	5 人	080-2833-0925
は や ぶ さ	多賀城市大代	6 人	080-4812-0489
ラ パ ン	多賀城市伝上山	6 人	080-7249-6259
ユ ー カ リ	仙台市泉区	6 人	022-208-3560
サ ミ ッ ト ハ ウ ス	仙台市宮城野区	6 人	022-354-1382



2. 児童福祉施設入退所状況

仙台市措置分 (人)

種別	施設名	定員	令和6年度暫定定員	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年3月31日現在数
				入所	退所	入所	退所	入所	退所	
乳	宮城県済生会 みやぎ乳児院	55	23	7	7	4	4	6	3	12
〃	丘の家乳幼児ホーム	30	30	9	6	7	6	9	7	13
児養	丘の家子どもホーム	71	48	4	2	5	2	1	0	17
〃	ラ・サール・ホーム	62	46	1	5	4	8	3	3	6
〃	小百合園	44	34	5	5	5	3	0	0	20
〃	仙台天使園	55	40	1	2	4	5	3	3	9
〃	旭が丘学園	64	54	1	7	5	5	8	5	16
〃	かりんの家	6	6	0	1	1	0	1	0	3
〃	ひまわり	6	6	1	1	1	1	1	0	3
〃	若枝の家	6	6	1	2	0	0	1	1	2
〃	すみれ	6	6	0	0	1	1	1	2	1
〃	星の家	6	6	1	0	1	1	1	1	5
〃	昂	6	6	0	2	1	1	0	1	0
〃	虹	6	6	-	-	3	0	2	0	3
〃	セキレイ	6	6	0	0	0	0	2	0	5
〃	さくら	6	6	2	1	0	0	0	1	1
〃	つばき	6	6	1	1	0	0	1	1	3
〃	みずき	6	6	0	0	0	0	0	0	0
〃	かつら	6	6	0	0	0	0	0	0	2
〃	別家点晴	6	6	4	0	2	2	0	0	2
〃	別家笑舞	6	6	-	-	3	0	2	1	4
心	小松島子どもの家	31	9	6	4	4	11	4	2	12
自支	宮城県さわらび学園	28	21	4	7	4	4	4	3	5
自援	せんだんの家	9	6	2	3	2	1	2	5	2
〃	峠のまきば	6	6	1	0	2	3	0	0	3
〃	愛子	5	5	1	2	1	2	0	0	2
〃	ドリーム	6	6	-	-	3	1	2	2	4
〃	少年の家 ロージークラス	5	4	2	2	0	0	0	1	0
〃	少年の家 ロージークラス	5	5	1	1	0	0	0	1	1
〃	はやぶさ	6	6	2	2	3	2	0	0	2
〃	ラパン	6	6	1	1	1	1	2	1	1
〃	ユーカリ	6	6	-	-	3	0	2	3	2
〃	サミットハウス	6	6	-	-	-	-	1	0	1
①小計 (県内施設計)		584	445	58	64	70	64	59	47	162
自支	武蔵野学院 (国立)			0	0	1	0	0	0	1
〃	きぬ川学院 (国立)			0	0	0	0	0	0	0
②小計 (県外施設計)				0	0	1	0	0	0	1
施設合計 (① + ②)		584	445	58	64	71	64	59	47	163

(注 乳－乳児院、 児養－児童養護施設、 心－児童心理治療施設、 自支－児童自立支援施設、 自援－児童自立援助ホーム)

3. 里親登録と里親委託状況

(1) 里親制度

里親制度は、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育を、あらかじめ登録された里親に委託する制度である。（児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号）

平成 14 年 10 月には里親制度の大幅な制度改正が図られ、新たに親族里親・専門里親が制度化されるとともに、「里親が行う養育に関する最低基準」が定められた。

また、平成 17 年 1 月には児童福祉法の一部改正が施行され、里親の定義規定が設けられるとともに、監護、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化が図られた。

さらに、平成 21 年 4 月に児童福祉法の一部改正が施行され、職業指導里親が廃止となり、短期里親は養育里親に含まれるとともに、これまでの養育里親が、養育里親と養子縁組里親に分けられた。

なお、本市では令和 5 年度より養育里親と養子縁組里親の重複登録を可能とした。

ア 養育里親

養子縁組を前提とせず、保護を要する児童の社会的養護を担う里親。経済的に困窮しておらず、里親希望者とその同居人が欠格事由に該当しないこと、国が指定する「養育里親研修」を修了していることが必要となる。

イ 養子縁組里親

養子縁組により、児童の養親となることを希望する里親。養育里親の要件に加え、国が指定する「養子縁組里親研修」を修了していることが必要となる。

ウ 親族里親

児童の祖父母、兄弟姉妹といった扶養義務者及びその配偶者である親族がなることができる里親。両親が死亡、行方不明になるなど、やむを得ない事情があるときに限定される。

エ 専門里親

虐待等で深く傷ついている児童や障害のある児童を 2 年以内の期限を定め養育する里親（延長あり）。3 年以上里親として児童を養育した経験がある、または 3 年以上児童福祉事業に従事したことがある等の要件がある。また、里親登録申請にあたり国が指定する「専門里親研修」を修了していることが必要となる。

(2) 里親措置状況

	登録里親数（世帯）	委託里親数（世帯）	委託児童数（人）
令和2年度	194	58	94
令和3年度	196	58	81
令和4年度	195	53	89
令和5年度	213	59	91
令和6年度	234	60	98

※全市(5区)の合計した数値である。

(3) 里親（ファミリーホーム含む）委託・解除状況 (人)

内 訳 年度	新規又は措置変更により 委 託 された 児 童 数				措 置 を 解 除 又 は 変 更 さ れ た 児 童 数												年 度 末 委 託 児 童 数
					解 除								変 更				
	児 童 福 祉 施 設 か ら	家 庭 か ら	そ の 他	計	家 庭 復 帰	養 子 縁 組	満 年 齢	死 亡	就 職	そ の 他	計	児 童 福 祉 施 設 へ	家 庭 へ	そ の 他	計		
令和2年度	12	17	3	32	3	0	7	0	0	6	16	1	5	0	6	94	
令和3年度	8	6	0	14	5	4	4	1	4	3	21	5	0	0	5	81	
令和4年度	7	18	0	25	4	3	3	0	1	4	15	2	2	0	4	89	
令和5年度	13	14	0	27	6	5	6	0	2	4	23	2	0	0	2	91	
令和6年度	5	15	4	24	6	3	2	0	2	1	14	1	2	0	3	98	

※ 里親がファミリーホームを開設したことに伴うファミリーホームへの措置変更は計上していない。

(4) 里親申込数及び登録数

(世帯)

処理状況 年 度	申込数	新規登録	登録継続	更新登録	年度末 里親登録数
令和2年度	12	12	166	16	194
令和3年度	26	26	157	13	196
令和4年度	16	16	150	29	195
令和5年度	18	18	160	35	213
令和6年度	31	31	174	29	234

※全市(5区)の合計した数値である。

4. 仙台市社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な者について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施する制度である。（平成29年度より実施）

居住に関する支援	令和4年度		令和5年度		令和6年 3月31日 現在数	令和7年 3月31日 現在数
	実施	終了	実施	終了		
	4	5	7	5	6	5

※なお、令和6年度より仙台市児童自立生活援助事業と統合されている。

5. 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会

○措置・里親審査部会

仙台市社会福祉審議会運営要領第4条第2項に基づき、児童福祉専門分科会に措置・里親審査部会を設置。

令和6年度は6回開催し、児童の措置（保護者の意向が確認できない児童の施設措置・里親委託）及び新規里親登録（養育里親19件、養育・養子縁組里親1件、養子縁組里親9件、親族里親2件）等について審議がなされた。



IV 心理支援業務

1.心理支援業務について

(1) 診断業務

児童心理司が下記のような項目に留意し、行動観察、面接、各種心理検査等の方法を用いて心理診断を行っている。

◎ 児童の状態の把握

- ・児童自身の特性（発達特徴、性格傾向、心理機制、気質、対人関係など）
- ・児童を取り巻く心理的環境条件（親、同胞、家族、友達、学校、地域など）
- ・児童と心理的環境との関係性・相互作用（どのような特性を持った児童がどのような環境に置かれ、どのような影響を受けてきたのか）

◎ 問題の構造を明らかにする

相談の主訴となった児童や家族の状態、行動がなぜ生じてきたか、その成り立ちを明らかにする。

◎ より良い状態への方法を模索する

児童や家族及び関係者が具体的にどのような行動、対応をとることで、より良い状態となるか、その方策を児童・家族と共に検討する。

(2) 支援業務

援助方針に基づき、必要に応じて、児童心理司が児童及び保護者等に対して心理療法、カウンセリング、心理教育、助言等を行っている。加えて、児童福祉施設に入所または里親委託している児童についても、必要に応じて、心理教育や心理面接等を行っている。

(3) 家族関係維持・再統合支援プログラム

家族がお互いの関係を見直し、安全な家庭環境を保つための支援の一環として、児童福祉司等とチームを組み、心理教育とカウンセリングを中心としたプログラムを行っている。

また、令和6年度から、一時保護中の乳幼児の親子を対象に、生活の場でのより良いコミュニケーションや育児手技等の習得機会を提供する「宿泊型」と「訪問型」を開始した。

2. 診断・支援業務の推移

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
調査・社会診断指導		児童	38	13	16	37	73
		保護者	5	0	1	4	37
		その他	627	679	812	773	540
		計	670	692	829	814	650
医学的診断指導		児童	35	51	48	64	72
		保護者	24	25	17	34	20
		その他	3	3	0	0	6
		計	62	79	65	98	98
心理検査	知能検査	児童	91	130	126	144	108
		保護者	0	1	0	1	8
		その他	0	0	0	0	0
		計	91	131	126	145	116
	発達検査	児童	23	35	49	52	34
		保護者	0	0	0	0	2
		その他	0	0	0	0	13
		計	23	35	49	52	49
	人格検査	児童	41	86	168	176	159
		保護者	0	13	0	2	4
		その他	0	0	0	0	2
		計	41	99	168	178	165
	その他の検査	児童	37	53	82	44	68
		保護者	0	0	0	0	5
		その他	0	0	0	0	3
		計	37	53	82	44	76
面接・観察・指導 (心理診断指導)		児童	2,439	2,715	2,484	2,697	2,803
		保護者	492	415	406	460	401
		その他	164	55	79	66	224
		計	3,095	3,185	2,969	3,223	3,428
心理療法・ カウンセリング		児童	1,454	1,508	2,108	1,752	2,058
		保護者	222	160	171	196	51
		その他	15	76	44	26	179
		計	1,691	1,744	2,323	1,974	2,288

V 一時保護業務

1. 一時保護の目的

児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき等で、必要があると認めるときに、児童の一時保護を行う。その目的は次のとおりである。

(1) 緊急保護

児童虐待その他の児童の生命・心身に危険が生じ、またはその危険が生じるおそれがある場合において、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために行う。

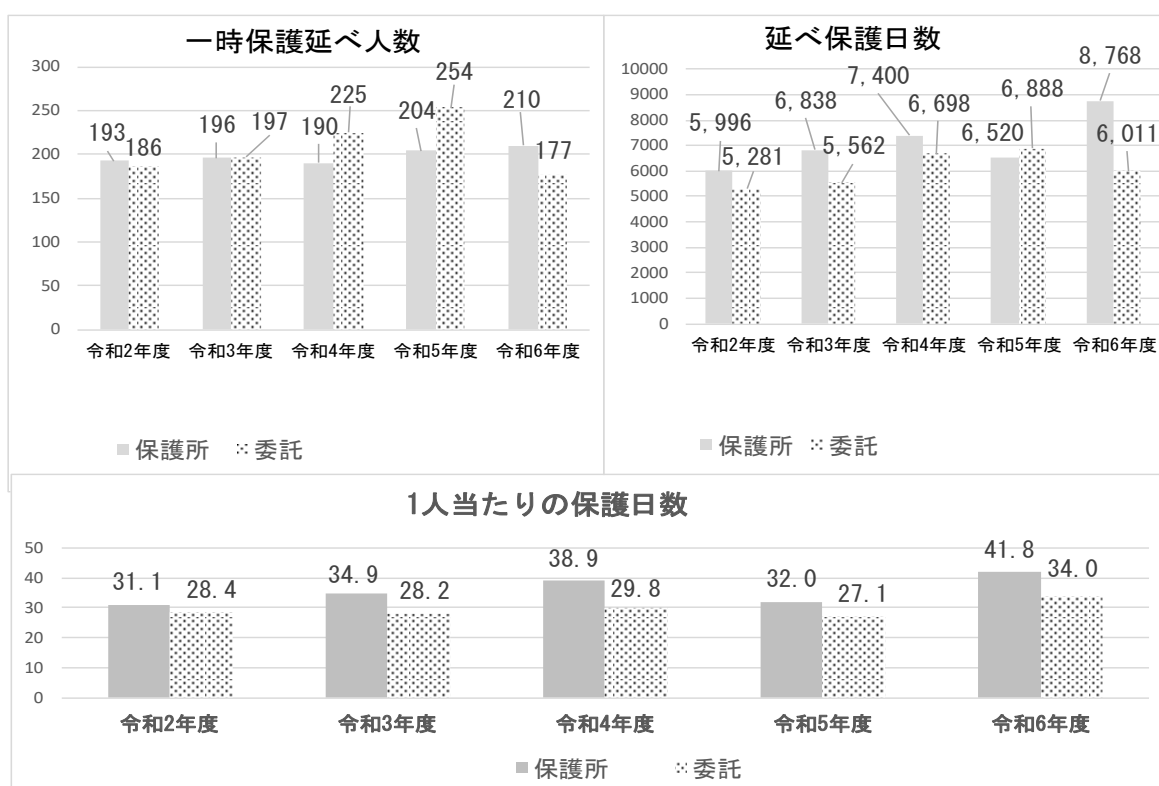
(2) アセスメント保護

児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために行う。児童を短期間一時保護し、心理療法、生活指導その他の援助を行う短期入所指導もこれに含む。

2. 一時保護の実施状況

	一時保護所での保護			施設・里親等への委託		
	保護 延べ人数	延べ 保護日数	一人当たり 保護日数	保護 延べ人数	延べ 保護日数	一人当たり 保護日数
令和6年度	210	8,768	41.8	177	6,011	34.0
令和5年度	204	6,520	32.0	254	6,888	27.1
令和4年度	190	7,400	38.9	225	6,698	29.8
令和3年度	196	6,838	34.9	197	5,562	28.2
令和2年度	193	5,996	31.1	186	5,281	28.4

※保護延べ人数には次年度に繰越した人数は計上していない。



3. 一時保護所の運営状況（以下は保護所分のみ集計）

(1) 月別一時保護状況

(人)

	養護・虐待	養護・その他	触法	ぐ犯	不登校	性格行動	保健	その他	入所児童数	退所児童数	月末在籍児童数
繰越分	16	5		1					22		22
4月	15	6							21	23	20
5月	9	10	2						21	12	29
6月	8	5						1	14	17	26
7月	17	4	1					1	23	21	28
8月	12	7							19	19	28
9月	10	5							15	15	28
10月	8	13						1	22	20	30
11月	7	8							15	18	27
12月	10	12							22	22	27
1月	7	7		1					15	14	28
2月	5	8	1						14	9	33
3月	8	9							17	20	30
計	132	99	4	2	-	-	-	3	240	210	

(2) 学年・男女別一時保護状況

(人)

学年	未就学	小学校						中学校			中卒	合計	%
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
男	17	8	6	6	8	11	9	17	11	12	18	123	51.3
女	14	0	5	5	5	5	11	16	20	10	26	117	48.7
男女	31	8	11	11	13	16	20	33	31	22	44	240	100
計	31	30			49			86			44	240	
%	12.9	12.5			20.4			35.8			18.4	100	

(3) 相談別・学年別・男女別一時保護状況

(人)

学年		未就学	小学校						中学校			中卒	合計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
養護虐待	男	10	5	4	4	7	4	5	11	6	5	2	63
	女	4		4	5	4	4	8	11	12	7	10	69
養護その他	男	7	3	2	2	1	7	3	4	4	6	16	55
	女	10		1		1	1	3	5	8	2	13	44
触法	男							1	1		1		3
	女										1		1
ぐ犯	男								1	1			2
	女												-
不登校	男												-
	女												-
性格行動	男												-
	女												-
保健	男												-
	女												-
その他	男												-
	女											3	3
合計		31	8	11	11	13	16	20	33	31	22	44	240

※(2)、(3)は令和6年度に入所した児童の内訳

(4)一時保護期間

(人)

相談種別 期 間	養 護 虐 待	養 護 その他	触 法	ぐ 犯	不登校	性 行 格 動	保 健	障 害	その他	計
1～14日	41	25							1	67
15～28日	19	16		1					1	37
29～45日	14	10	1							25
46～60日	13	8								21
61日～	35	22	2						1	60
計	122	81	3	1	-	-	-	-	3	210

(5)一時保護日数

(人, 日)

相談種別	養 護 虐 待	養 護 その他	触 法	ぐ 犯	不登校	性 行 格 動	保 健	障 害	その他	計
保護延べ人数(a)	122	81	3	1					3	210
延べ保護日数(b)	5,147	3,304	206	18					93	8,768
1人当たり 保護日数(b/a)	42.2	40.8	68.7	18.0	-	-	-	-	31.0	41.8

(6)措置状況

(人)

相談種別	養 護 虐 待	養 護 その他	触 法	ぐ 犯	不登校	性 行 格 動	保 健	障 害	その他	計
施設入所	19	6	1	1						27
他の児童相談所・ 機関に移送	1	2								3
家庭復帰	74	50	1						1	126
里親委託	9	6	1							16
そ の 他	19	17							2	38
計	122	81	3	1	-	-	-	-	3	210

※(4)～(6)は、令和6年度中に退所した児童の内訳

4. 一時保護所の日課編成

	7:00 7:30 8:00 8:30 9:00 10:05 11:00 ～ ～ ～ 9:45 10:50 11:45 12:00 13:00 14:00 15:00 15:30 17:30 18:00 19:30 21:00																	
平日	起床・清掃	自由時間	朝食	後片付け・自由時間	学習1	学習2	自由時間 昼会	昼食・自由時間	運動・学習・集団活動1 (曜日・男女別) 集団活動2・制作		おやつ	自由時間・運動・入浴	夕食	自由時間・入浴	テレビ視聴	就床・入眠		
土曜日					ビデオ	上映会	自由時間					自由時間 昼会						
日曜日					運動	自由時間	掃除・昼会											
幼児	起床・身支度				運動	幼児プログラム1	幼児プログラム2		昼寝	入浴		自由時間		自由時間・ビデオ視聴	就床準備・就床	入眠		

※ 令和4年度より外部アドボケイトの導入を開始。現在月2回実施している。

5. 一時保護所の行事一覧

月	所外行事	所内行事	特別授業
4月			
5月		運動会 GWプログラム	
6月			音楽
7月		七夕会	
8月	科学館学習①	夏祭り	
9月		スポーツ大会	
10月		焼き芋会	美術
11月			
12月		お楽しみ会	保体
1月	科学館学習②	正月プログラム	
2月		節分	理科
3月		ひな祭り	

※ 毎月1回ALT授業，月3～4回，所外運動を実施。

VI 親子こころの相談室業務

1. 親子こころの相談室業務について

こころの問題を抱えるこどもと家族の精神医学的診療を行うことにより、子育て不安の解消や児童虐待再発防止、被虐待児の適切なケアを行うことを主たる目的として、平成 14 年 4 月 1 日「仙台市親子こころのクリニック」を設置。

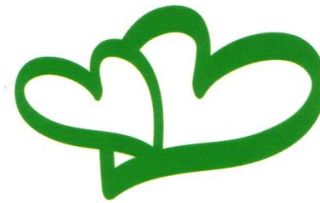
同クリニック休診に伴い、平成 25 年 4 月 1 日「仙台市親子こころの相談室」を設置、児童相談所保護支援課の係相当とした。令和 3 年 4 月 1 日心理相談部門の統合により相談指導課の係相当となる。

令和 6 年 4 月 1 日組織改正により新設した心理支援課の係相当となる。

児童心理司、保健師等が 18 歳未満の児童及びその保護者からの相談を受け、継続的な心理面接等を行っている。

また、必要に応じ、嘱託医による診察等を行っている。

相談内容としては「育成相談」（こどもの性格行動上の問題への対応など）が最も多く、保護者のみの相談が 2 割程度を占めている。



親子こころの相談室

2. 親子こころの相談室相談状況

(1) 相談内訳

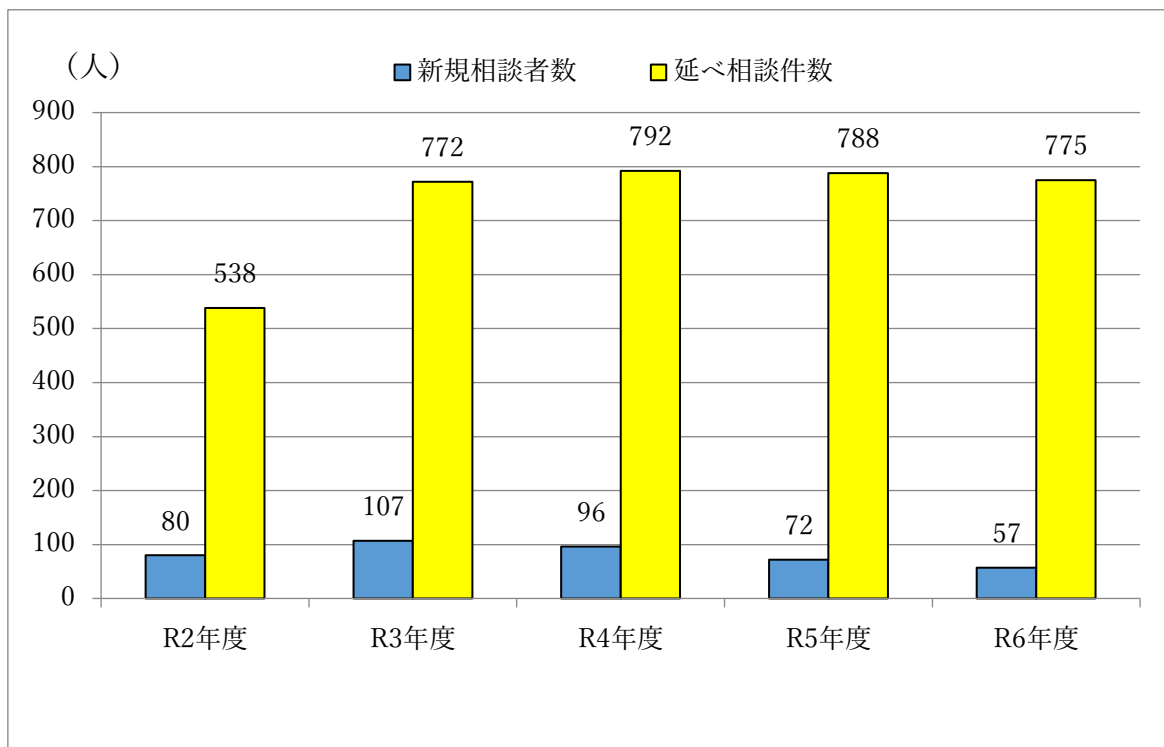
(人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新規相談者数（実人数）		80	107	96	72	57
対象者の 年齢内訳	0～1歳	0	1	1	0	0
	2～6歳	21	22	14	11	10
	7～12歳	37	61	55	38	29
	13～15歳	18	16	19	17	16
	16～18歳	4	7	7	6	2
	19歳以上	0	0	0	0	0
経路内訳	仙台市児童相談所（所内）	5	17	13	4	1
	各区保健福祉センター	11	16	13	7	7
	仙台市こども若者相談支援センター	1	2	7	1	0
	仙台市北部・南部発達相談支援センター	5	6	4	5	3
	仙台市精神保健福祉総合センター	0	0	1	0	0
	仙台市教育支援センター	0	0	0	0	2
	県子ども総合センター（県子どもメンタルクリニック含む）	2	1	0	2	1
	医療機関（県子どもメンタルクリニック除く）	8	8	3	12	4
	学校関係（スクールカウンセラー・養護教諭等含む）	17	16	17	11	6
	幼稚園・保育園	2	2	0	0	2
	パンフレット・HP等	19	21	21	9	13
	友人・知り合い（家族が来室中の場合も含む）	4	10	11	14	8
	その他	6	8	6	7	10
相談内容	養護相談（虐待）	8	4	9	6	3
	養護相談（その他）	5	7	4	1	0
	保健相談	0	0	0	0	0
	障害相談	0	0	5	0	0
	非行相談	0	0	0	0	0
	育成相談（性格行動相談）	51	57	51	36	44
	育成相談（不登校相談）	16	30	25	27	10
	育成相談（適性相談）	0	0	0	0	0
	育成相談（しつけ相談）	0	0	0	0	0
	その他相談	0	9	2	2	0

※児童相談システムの導入により、相談内容の種別を福祉行政報告例の分類と合わせた。

延べ来所相談件数		538	772	792	788	775
	こども・保護者	423	700	607	608	558
	保護者のみ	115	72	185	180	217

(2) 相談件数



(3) 嘱託医診察・医学的助言件数(相談室を含む児童相談所合計)

		相談種別別内訳 (件)					
		合計	養護 (虐待)	養護 (その他)	非行	性格行動	不登校
診察	令和2年度	104	52	13	0	37	2
	令和3年度	104	59	18	3	16	8
	令和4年度	91	62	16	0	13	0
	令和5年度	107	71	21	3	12	0
	令和6年度	106	65	27	2	12	0
医学的助言	令和2年度	115	64	18	0	31	2
	令和3年度	131	70	27	2	20	12
	令和4年度	113	73	24	0	15	1
	令和5年度	111	66	23	2	18	2
	令和6年度	134	81	29	3	20	1

(4) 診断・支援業務の状況

(件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
調査・社会診断指導		児童	0	1	0	0
		保護者	2	0	1	50
		その他	206	202	151	133
		計	208	203	152	183
医学的診断指導		児童	11	5	4	4
		保護者	10	4	5	4
		その他	0	0	0	0
		計	21	9	9	8
心理検査	知能検査	児童	11	3	6	3
		保護者	0	1	1	0
		その他	0	0	0	0
		計	11	4	7	3
	発達検査	児童	10	1	0	0
		保護者	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		計	10	1	0	0
	人格検査	児童	14	14	10	22
		保護者	0	0	3	3
		その他	0	0	0	0
		計	14	14	13	25
	その他の検査	児童	4	3	3	6
		保護者	0	0	10	7
		その他	0	0	0	2
		計	4	3	13	15
面接・観察・指導 (心理診断指導)		児童	158	94	80	86
		保護者	141	111	118	221
		その他	0	0	0	0
		計	299	205	198	307
心理療法・ カウンセリング		児童	526	488	478	457
		保護者	678	734	654	568
		その他	1	1	0	0
		計	1,205	1,223	1,132	1,025

VII 資 料

1. 研修関係

(1) 児童相談所職員外部研修

期 日	内 容	主 催
R6. 6. 7、12、13、18、25、28	令和6年度児童福祉司任用前講習会	宮城県中央児童相談所
R6. 7. 24～25 R6. 12. 4～5	児童心理司指導者研修	子どもの虹情報研修センター
R6. 7. 28	こころの臨床・専門講座2 「さまざまな面接と支援に家族療法を活かすには」	明治安田こころの健康財団
R6. 9. 11	性暴力・配偶者暴力等被害者支援のための研修会	NPO法人ハーティ仙台
R6. 10. 16	児童心理司育成及び専門性向上のための研修会（トラウマインフォームドケア）	宮城県中央児童相談所
R6. 10. 24～10. 25	東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会	東北・北海道児童相談所長会 山形県
R6. 10. 29、 11. 7、11. 20	令和6年度児童福祉司任用後講習会	宮城県中央児童相談所
R6. 10. 31～11. 1	東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会	岩手県福祉総合相談センター
R6. 11. 19	思春期問題研修講座	仙台市精神保健福祉総合センター
R7. 2. 3	自殺対策専門職研修	仙台市精神保健福祉総合センター
R7. 3. 13	子どもの虹情報研修センター テーマ別研修 「心の中の自分史を再構成するために」	子どもの虹情報研修センター

(2) 児童相談所職員内部研修

研 修 内 容	活動回数	参 加 者
児童相談所新任職員研修	年1回	新任者、赴任職員
面接スキル研修	年3回	新任者、赴任職員
施設見学	年6回	新任者、赴任職員
全体研修（SoFS 他）	年5回	児童相談所職員
性被害・加害確認面接研修	年2回	相談指導課、心理支援課職員
児童福祉司スーパービジョン	年12回	児童福祉司
児童心理司グループスーパービジョン	年12回	心理支援課職員
児童心理司研修	年10回	心理支援課職員

2. 視察・実習生受入状況

(1) 視察・見学受入状況

期 日	受入団体等
R6. 7. 5	公立保育所長見学
R7. 2. 18	主任児童委員見学

(2) 実習生受入状況

期 間	実習生在籍校	実習内容
R6. 8. 19～8. 30	宮城学院女子大学	保護所保育実習
R6. 8. 19、10. 21	東北大学、東北福祉大学、 尚絅学院大学、東北学院大学	心理実習
R6. 8. 19～9. 20	東北福祉大学、宮城学院女子大学	ソーシャルワーク実習
R6. 9. 9～9. 13	東北福祉大学大学院、尚絅学院大学大学院、 東北学院大学大学院	臨床心理実習
R6. 9. 17～9. 28	宮城誠真短期大学	保護所保育実習
R6. 9. 30～10. 11	仙台こども専門学校	保護所保育実習



■交通機関

○ 市営バス

東照宮一丁目下車 徒歩 9 分 【系統番号 130、135、140、240、250、259】

北六番丁小学校前下車 徒歩 11 分 【系統番号 110、115、120、130、135、140】

○ JR 仙山線 東照宮駅下車 徒歩 14 分 ○地下鉄南北線 台原駅下車 徒歩 15 分

令和 7 年度 事業概要〈令和 6 年度実績〉

令和 7 年 8 月発行

編集発行 仙台市こども若者局児童相談所

〒981-0908 仙台市青葉区東照宮 1 丁目 18 番 1 号

TEL 022-219-5111 FAX 022-219-5118